

各私立学校設置法人 御担当者 様
(幼(新制度移行園を除く)・中・高・特)

岩手県ふるさと振興部学事振興課私学振興担当課長

令和 6 年度私立学校振興費(運営費)補助金(エネルギー価格高騰対策割:後期分)に係る
所要額調書等の提出について

このことについては、令和 7 年 1 月 9 日付け学第 838 号により通知しているところですが、提出期限
及び留意事項について、再度周知します。

記

1 提出期限

令和 7 年 4 月 4 日(金) 正午【必着】 ※ メール又は郵送により提出

2 提出書類

- (1) エネルギー価格高騰対策所要額調書(別紙 15:後期分)
- (2) 所要額調書に記入した光熱費支出の根拠資料(料金明細書、通帳の写し等)
- (3) 所要額調書に記入した「他の補助制度等」に係る根拠資料(制度概要資料、当該制度による補助金等の受領日及び受領額が分かる資料) ※該当がある場合のみ

3 留意事項

- (1) 補助対象事業は、上記期限までに所要額調書等の提出があった事業に限りますので、期限厳守で
お願いします。なお、上記期限までに直近の所要額(令和 7 年 3 月分等)が判明しない費目がある場
合は、当該判明しない額について、補助対象経費の算定に含めないこととしますので、御了承願いま
す。
- (2) 所要額調書は、令和 6 年度の補助事業において内容を転記した様式は、当初の通知時に学校毎に
メール送付済です(※様式の再送を希望する場合及び令和 5 年度の補助事業の活用がなく、令和 6 年
度の補助事業の活用を希望する場合には担当あて御連絡願います)。
- (3) 比較対象である令和 3 年度に支出実績がない光熱費の費目は、補助対象経費の算定に含めません
(Q&A 参照)。
- (4) 光熱費支出の根拠資料は、費目毎に、令和 6 年 10 月から令和 7 年 3 月までの分を添付してくださ
い(令和 3 年度分の根拠資料の再提出は不要)。
- (5) 「他の補助制度等」に係る根拠資料は、調査票に添付した根拠資料を含め、一式を提出してくださ
い。
- (6) 根拠資料は、光熱費の費目毎に整理し、関係箇所(所要額調書に記載した数値の根拠とした数値
等)を丸印で囲んで目立たせる等して提出してください。

担当: 私学振興担当 向井

TEL: 019-629-5042 / FAX: 019-629-5049

Mail: AH0007@pref.iwate.jp